

<p>登録することができる。</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録の申請について審査したうえ、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載 _____ _____ _____がされている場合) については氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合においては氏名及び当該通称)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載がされている</u>氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合においては、当該氏名の片仮名表記</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(登録廃止の申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第3条ただし書の規定は、<u>前2項</u>の申請について準用する。</p>	<p>登録することができる。</p> <p>(印鑑登録原票)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録の申請について審査したうえ、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 氏名(氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載 <u>(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))</u>をもって調製する住民票) については、<u>記録。以下同じ。</u>) がされている場合) については氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合においては氏名及び当該通称)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録されている</u>氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合においては、当該氏名の片仮名表記</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(登録廃止の申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第3条ただし書の規定は、<u>第1項</u>の申請について準用する。</p>
--	--

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に伴い、成年被後見人による印鑑登録を可能とする等の所要の改正を行うため。